

23 福保第 402 号

裁決書

審査請求人
[REDACTED]処 分 庁 長崎県佐世保市高砂町 5-1
佐世保市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成 23 年 8 月 1 日付で提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条による費用返還決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成 23 年 6 月 7 日付で、審査請求人に対して行なった生活保護法第 63 条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、佐世保市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成 23 年 6 月 7 日付で請求人にした法第 63 条による費用返還決定通知（以下「本件処分」という。）を不服としてその取消を求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の内容から要約すると次のとおりであり、請求人は、これらの点から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 請求人が、処分庁から提示された「返還額算出表」及び「医療費のお知らせ」を基に、本件処分に係る費用返還決定額を精査したところ、
① 平成 21 年 5 月、同年 7 月、平成 22 年 8 月、同年 10 月及び平成 23 年 2 月について、請求人が医療機関に対して支払った自己負担額を含めた返還額となつて

いること。

- ② 平成 21 年 12 月と平成 22 年 2 月について、「医療費のお知らせ」に記載されている額と「返還額算出表」に記載されている医療費の額が一致していないことから、計算が違っている不正確で不当な支払を請求されていること。
- ③ 「医療費のお知らせ」に記載されている医療費の額があまりに高額であり、不当な金額を請求されている疑いがあること。
- (2) また、請求人は、自立への願いを込めてマンションを売却したにもかかわらず、処分庁は本件処分を行なうにあたって、請求人の自立更生のための費用について何ら考慮していないことなどから、本件処分に係る費用返還額決定の手続きには違法又は不当な点があること。
- (3) さらには、本件処分に基づく費用返還決定通知書の理由付記について、行政手続法第 14 条第 1 項の規定の趣旨からして不完全であること及び本件処分に係る通知書を請求人に通知する前に、本件処分に係る返還金を徴収したのは、明らかに行政手続き上の瑕疵があること。

第2 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

審査庁が本件処分に関して調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成 19 年 10 月 16 日付で生活保護法による保護申請書（以下「保護申請書」という。）を処分庁あて提出し、処分庁は同日付でこれを受理したこと。
- (2) 処分庁は、請求人からの保護申請書に基づき、平成 19 年 10 月 16 日付で生活保護法による保護として、生活扶助及び医療扶助の適用を開始したこと。
- (3) 処分庁は、平成 19 年 11 月 2 日付で請求人に対して、以下の不動産は保有が認められないため、売却等の処分を行ない生活維持のため活用することを条件に生活保護を適用すること、売却等の処分については十分努力し、売却代金等を受け取る場合には、すみやかに届け出ること、売却代金等は、生活保護法第 63 条による費用返還、または、収入認定の対象となることを記載した「資産について（通知）」（以下「平成 19 年 11 月 2 日付通知」という。）を交付し、請求人は、同日、署名押印の上、同通知を受理したこと。

所 在	地目・種類	面 積
[REDACTED]	宅 地	175.51 m ²
[REDACTED]	家 屋	166.09 m ²
[REDACTED]	宅 地	436.85 m ²
[REDACTED]	鉄骨鉄筋 1 階専用住宅	80.55 m ²
[REDACTED]	宅 地	26.33 m ²
[REDACTED]	家 屋	89.64 m ²

- (4) 請求人は、平成 19 年 11 月 2 日付通知に記載している資産のうち、[REDACTED] 及び [REDACTED] (以下「本件不動産」という。) の請求人が現に居住していた資産について売却し、平成 23 年 4 月 25 日に本件不動産の売買代金として 6,950,000 円を受け取り、このことについて、翌日 4 月 26 日に処分庁へ報告したこと。
- (5) 処分庁は、平成 23 年 5 月 27 日付で、「保有否認となっていた請求人名義の不動産が売却され、実収入として 5,362,795 円を請求人は得たが、請求人の保護開始から支給した保護費が 6,964,967 円であったため、実収入の 5,362,795 円を生活保護法第 63 条により返還とさせる。」との理由により、生活保護法第 63 条による費用返還額を 5,362,795 円と決定し、平成 23 年 6 月 7 日付 23 生福第 6-83 号生活保護法第 63 条による費用返還決定通知書により請求人に対して通知したこと。
- (6) 請求人は、本件処分を不服として、平成 23 年 8 月 1 日付で本件審査請求を提起したこと。
- (7) 処分庁は、平成 23 年 9 月 27 日付で、審査庁に対し、弁明書を提出し、次の理由により、請求人の主張は認められない旨弁明し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めたこと。
- ① 請求人が、平成 21 年 5 月分、同年 7 月分、平成 22 年 8 月分、同年 10 月分及び平成 23 年 2 月分の医療費について自己負担した医療費まで返還額に加味されていると主張している点については、請求人は、平成 19 年 10 月から生活保護法による保護として、生活扶助及び医療扶助を受給していたが、平成 21 年 4 月から厚生年金を受給することとなり、その結果、平成 21 年 5 月分、同年 7 月分、平成 22 年 8 月分及び同年 10 月分は 2,920 円を、平成 23 年 2 月分は 250 円を、それぞれ医療扶助を適用するにあたり、請求人自らが医療機関の窓口に支払う本人支払額として決定していたが、平成 21 年 5 月分、同年 7 月分及び平成 23 年 2 月分については、処分庁が、本人支払額を支払うよう決定していた医療機関 ([REDACTED]) を受診していなかったことが平成 23 年 4 月 19 日に判明したこと並びに平成 22 年 8 月分及び同年 10 月分の医療費総額は 2,810 円であったため、2,920 円から差し引いた 110 円が未払いになっていることから、本件処分に係る費用返還額に加算する処理を行なったのであり、請求人が主張する「自己負担額」まで含めて返還額に算定している事実はないこと。
- ② 平成 21 年 12 月と平成 22 年 2 月の医療費の計算が間違っていると主張している点については、「医療費のお知らせ」の金額と「返還額算出表」の金額が一致しないのは、請求人が主張しているとおり記載誤りが確かにあるので、その点については事務処理の落ち度を認め、謝罪しなければならないと考える。しかしながら、それらは、請求人の任意の求めに応じるかたちで提出した医療費の積算内訳を示した資料の記載誤りであり、返還額を示した合計金額（返還額算

定表に記載された医療費)に誤りはなく、このような記載誤りをもって返還額が直ちに不当な請求になるとは考えられないこと。

- ③ 医療費があまりにも高額であることに關し、当庁が請求人の資産を全部押さえるために、あえて医療費を高額に記載しているのではないか、本来請求できないお金まで請求項目に加えて水増ししたうえ、無理な計算を重ねる中で計算間違いが起きてしまったのではないかという疑問を呈したうえで、返還請求額が正当な金額であるのか疑わしいと主張している点については、請求人に提出した「医療費のお知らせ」及び「の別紙に記載されていない分」は、医療費を高額に記載したり、水増しするために作成したものではないこと。また、請求人は、請求人の医療費に関する全ての領収証の開示を求めており、レセプト等の医療費に関する資料の開示については、情報公開条例又は個人情報保護条例に基づいて決定することとされており、請求人が佐世保市個人情報保護条例に基づいてレセプト等の開示請求を行わない限り、開示することはできること。
- ④ 収還額の決定にあたっては、控除可能なものがあればそれらを控除したうえで返還額を決定すべきであるのに、本件返還額の決定に際しては、そのような情報提供や聞き取り調査が十分に行なわれることなく、また、処分庁において、請求人の状況を踏まえた検討もないままに一方的に返還額が決定されたと主張している点については、当庁は、法第 63 条の返還額を検討する中で、請求人に対して控除可能な経費に係る領収証等の提出を指導し、請求人から控除する経費に係る要望を受け、控除することについての請求人の意思を確認し、又、他に控除を希望する経費はないかという質問もし、請求人から「何も無い」という回答も得たうえで返還額を決定している。さらに、請求人は、分納申請書と控除依頼書を当庁に提出しているので、そのことからも請求人が決定した返還額について納得をしたことが認められること。
- ⑤ 行政手続法第 14 条第 1 項は「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と規定しており、その理由付記の程度は、「どのような事実に基づいてどのような法的 理由（処分の要件）により当該処分が行なわれたか相手方において十分認識しうる程度に示すことが必要」（平成 14 年 3 月 6 日生活保護関係全国係長会議資料）としているが、本件処分にあたって、処分庁が、請求人に対して発した「生活保護費返還通知書」を見ると、上記のような理由等を請求人が十分認識しうる程度に示したとは言えず、また、請求人は、同通知書の交付を受けた 6 月 7 日以前の 5 月 27 日に銀行に呼び出され、その場で口座の全額を下ろし、振り込むことを指示され、そこで領収証を渡され、その後、同通知書を渡されるという転倒した時系列で事態が進んでおり、処分庁のやり方は合法的なやり方とは

言い難いと主張している点について、請求人が引用している平成14年3月6日生活保護関係全国係長会議資料の該当部分は、生活保護の開始、変更等の申請に対する決定や職権による保護の変更決定について記述しているものであり、それら処分を通知する書面には理由を付記することが法律上義務付けられている（法第24条第2項及び第25条第21項）。一方、法第63条に基づく費用返還決定処分については、理由を明記しなければならないという明文規定はない。しかしながら、当庁は、被保護者に対して費用返還額を通知する際に理由を付記することが必要であるという認識を有しているので、本件処分の通知書にもその項目を設けている。

さらに、本件処分の決定に至る経過の中において、事情聴取や情報提供を十分に行なったうえで控除額を検討し、決定しており、請求人も本件不動産の売却収入がいくらで、何の経費がいくら必要経費として控除されたのか十分理解しているものと考えられ、それらを踏まえたうえで本件処分通知の理由を付記したこと。

また、徴収方法については、法第63条は、被保護者が保護の実施機関からの返還命令のない以前に、速やかに保護の実施機関に返還の申入れをなすべき義務があり、この義務の反対解釈として保護の実施機関は被保護者の申入れの有無にかかわらず、徴収権を有するものであると解される（生活保護法の解釈と運用P650）ので、本件処分通知を交付する前に返還額を徴収したことが違法な徴収になるとまでは言えないこと。

（8）請求人は、平成23年10月14日付で、処分庁の弁明書に対して、次のとおり反論したこと。

① 処分庁提出の弁明書は、計算ミスの事実を認めており、そしてその根拠として「レセプトの不備」や「担当職員の失念」があることを認めており、このような形で出された返還額合計金額は誤りがある上信用できず、当然にも「本件生活保護費返還決定を取り消す」との採決がなされるべきである。「医療機関のレセプト」は、医療費請求の根拠となるものである。そして処分庁が認めたようにこの数字にしばしば不備があり、それに基づいて計算された返還金合計金額である以上、当然この数字には信用性はない。また、「担当職員の失念」を理由に計算違いを合理化し、返還合計金額を正確だと主張し執行するのは公務に従事する者のあるべき姿勢とは到底思えない。

② 処分決定書の交付前に返還金を徴収するというのは、やはり行政手続き上の誤りがある。処分庁は、生活保護法第63条をあげ、a「被保護者が保護の実施機関からの返還命令のない以前に、速やかに保護の実施機関に返還の申し入れをなすべき義務があり、この義務の反対解釈として保護の実施機関は被保護者の申入れの有無にかかわらず、徴収権を有するものであると解される」（生活保護

法の解釈と運用)として、b「本件処分通知を交付する前に返還額を徴収したことが違法な徴収になるとまでは言えない」という結論を導き出しているが、このaとbの間には論理の飛躍があり、aからbの結論をただちに導き出せるものではない。これは明らかに誤った解釈である。

- (9) 処分庁は、平成24年1月13日付で、審査庁に対し、請求人から提出のあった反論書に対する再弁明書を提出し、次の理由により、請求人の主張は認められないと弁明したこと。
① 請求人に手渡した「[REDACTED] の別紙に記載されていない分」(以下「別紙資料」という。)は、あくまでも医療費の内訳を明示してほしいという請求人の求めに応じるためだけに当庁が任意に作成したもので、通常の業務では作成することのない資料であり、医療費積算の根拠となる資料ではない。医療費積算の根拠となる資料は、当該医療機関が記載した医療費証明書とレセプトである。そして、当庁が誤りを認めた別紙資料は、請求人の要望に応じて臨時に任意に作成したものであり、別紙資料を医療費積算の根拠として用いることはないし、返還額合計金額の算出には用いていない。返還額合計金額の算出に用いているのはレセプトである。

- ② 当庁は、請求人が主張するように不備のあるレセプトに基づいて返還金額を決定したのではない。レセプトの不備は、速やかに医療機関に修正を依頼している。修正が間に合わない医療機関においては、医療費の証明書を発行してもらい、それを基に返還金額を決定している。審査請求人は、「レセプトの不備」が示す内容を誤解していると思われる。「レセプトの不備」とは、診療費の積算等が間違っていたということを意味しているのではなく、医療機関が、レセプトの所定欄に本人支払額の金額を記入していないことを指しているのであるから、「レセプトの不備」という記述を取り上げ、医療費の不正確な請求が行われているかのような請求人の主張は失当である。
- ③ 請求人は、a「被保護者が保護の実施機関からの返還命令のない以前に、速やかに保護の実施機関に返還の申し入れをなすべき義務があり、この義務の反対解釈として保護の実施機関は被保護者の申入れの有無にかかわらず、徴収権を有するものであると解される」(生活保護法の解釈と運用)からb「本件処分通知を交付する前に返還額を徴収したことが違法な徴収になるとまでは言えない」という結論を導き出しているのは誤った解釈と主張しているが、生活保護法の解釈と運用のP650(生活保護法第63条(費用返還義務)「返還しなければならない」の解釈)は、保護の実施機関からの返還命令のない以前に、被保護者は、速やかに保護の実施機関に返還の申入れをなすべき義務があり、一方、保護の実施機関は、この義務の反対解釈として被保護者の申入れの有無にかかわらず徴収権を有し、返還命令を発出した後は、被保護者は、返還命令に従う義務が

あり、一方、保護の実施機関は、この義務の反対解釈として単なる徴収権よりも強い執行力を持った強制徴収権を有することになると解釈されており、つまり、返還命令を発出する前であっても徴収権を有しているので、徴収権に基づいて徴収することは可能であると解釈することができる。

(10) 審査庁は、本件処分に関する証拠書類について、処分庁に対して提出を求め、その結果、次の内容が確認できたこと。

- ① 請求人が、平成 19 年 10 月 16 日付で処分庁に対して提出した保護申請書の申請者（請求人）の住所は、「[REDACTED]」と記載されていること。
- ② 請求人が提出した保護申請書には、収入申告書、資産申告書、負債の状況（平成 19 年 10 月 15 日現在）及び同意書が添付されていたこと。また、資産申告書には、不動産として、[REDACTED] の宅地及び [REDACTED] の居住用建物を含む複数の資産を保有している旨の申告がなされていること。
- ③ 「平成 19 年度固定資産（土地・家屋・償却資産）名寄帳（課税台帳）」には、請求人を納税義務者とした、物件の所在地「[REDACTED] 家屋番号「[REDACTED]」、台帳地積床面積「66.09 m²」、評価額「4,879,565 円」及び物件の所在地「[REDACTED]」、課税地目「宅地」、課税地積「1,558.49 m²」、評価額「62,604,543 円」が記載されていること。また、平成 19 年 10 月 17 日付の[REDACTED] 地方法務局佐世保支局の登記簿謄本に、[REDACTED] の宅地に対する請求人の敷地権の割合が「391146 分の 6609」と証明されていること。
- ④ 平成 21 年 4 月 6 日、請求人が処分庁を訪れ、請求人の厚生年金が裁定された旨厚生年金証書を提示し報告したこと。また、請求人は、平成 21 年 4 月 16 日に処分庁担当者へ電話をかけ、4 月 15 日の年金振込額は 143,450 円、月額 71,725 円である旨申告したこと。
- ⑤ 処分庁は、請求人からの申告に基づき、平成 21 年 4 月 1 日付で厚生年金収入として 71,725 円を収入認定したこと。この結果、平成 21 年 4 月 1 日時点における請求人の生活扶助基準額 68,800 円と収入認定した厚生年金額 71,725 円との差額 2,925 円を医療扶助の本人支払額として保護の変更決定処分を行なったこと。これにより、平成 21 年 5 月分及び同年 7 月分の医療機関窓口において請求人が自己負担すべき金額（以下「医療費本人支払額」という。）は、2,925 円のうち 10 円未満の端数を切り捨て、2,920 円であること。同様に、平成 22 年 8 月分及び同年 10 月分の医療費本人支払額は 2,920 円であること。さらに、平成 23 年 2 月分は、平成 23 年 2 月 1 日付の請求人の生活扶助基準額が 68,800 円に冬季加算 2,670 円を加算した 71,470 円であり、厚生年金収入 71,725 円との差額 255 円のうち 10 円未満の端数を切り捨てた 250 円であること。
- ⑥ 平成 23 年 3 月 22 日、請求人は処分庁へ電話をかけ、「マンションの売却先が決

定したこと」「マンションの売却金は約 695 万円で、仲介手数料 29 万円を差し引き、666 万円が請求人の手元に残る予定であること」「保護費の返還額はいくらになるのか」「退去明け渡しに伴う転居費用は生活保護から支給されるのか」などを、連絡したこと。

⑦ 平成 23 年 4 月 26 日、請求人は、処分庁を訪れ、次の書類を提出したこと。

(ア) [REDACTED] の売買代金として平成 23 年 4 月 25 日に 6,950,000 円を請求人が受領したことを証する領収証

(イ) [REDACTED] の固定資産税・都市計画税精算金として平成 23 年 4 月 25 日に 79,520 円を請求人が受領したことを証する領収証

(ウ) [REDACTED] の管理費修繕積立金精算金として平成 23 年 4 月 25 日に 2,640 円を請求人が受領したことを証する領収証

(エ) [REDACTED] の仲介手数料 281,925 円を、平成 23 年 4 月 25 日に請求人から受領したことを証する領収証

(オ) [REDACTED] を受取人として、平成 23 年 4 月 25 日に 211,760 円を振り込んだことを証する振込金受取書振込受付書（兼手数料受取書）

(カ) 収入印紙代 10,000 円の領収証

(キ) [REDACTED] の 4 階 406 号室と敷地利用権の存する土地（[REDACTED] 地目：宅地）地積 1,558.49 m²、敷地権の割合 6609/391146 に関して、売買代金 6,950,000 円とした、請求人と買主 A との間で、平成 23 年 3 月 21 日付で締結された不動産売買契約書

⑧ 平成 23 年 5 月 6 日、請求人は、処分庁を訪れ、次の書類を提出したこと。

(ア) [REDACTED] の敷金として 58,000 円を、平成 23 年 4 月 21 日に請求人から預かったことを証する預かり証

(イ) [REDACTED] の 4 月日割家賃 10,630 円と 5 月分家賃 29,000 円の合計 39,630 円を、平成 23 年 4 月 21 日に請求人から受領したことを証する領収証

(ウ) [REDACTED] の仲介手数料 30,450 円を、平成 23 年 4 月 12 日に請求人から受領したことを証する領収証

(エ) 引越代として 135,000 円を、平成 23 年 4 月 24 日に請求人から受領したことを証する領収証

その上で、不動産売却に伴う必要経費として、売買仲介手数料 281,925 円、敷金 58,000 円、仲介手数料 30,450 円、前家賃 4 月及び 5 月分 39,630 円、引越代 135,000 円、収入印紙 10,000 円、火災保険料 18,000 円、固定資産税と住民税

の滞納分 777,900 円、マンションの管理費の滞納分 211,760 円を収入から控除してほしい旨申し出たこと。その際、処分庁担当者から、他に返還額からの控除を希望するものはないか尋ねられたことに対して、請求人は、何も無いと答えたこと。

- ⑨ 処分庁は、上記⑤、⑥及び⑦の請求人からの報告に関する取扱を協議するため、平成 23 年 5 月 10 日にケース診断会議を開催したこと。そして、協議の結果、[REDACTED] の不動産については、法第 63 条を適用すること及び請求人から申し出のあった必要経費は全て認定するとの結論に至ったこと。この他、処分庁から提出のあったケース診断会議の記録によると、本件処分に関する取扱の他、未申告収入に対する法第 78 条の規定による費用徴収に関する取扱いについても併せて協議していること。また、「保護費総額（医療扶助含む。）6,964,967 円」と記載されていること。
- ⑩ 処分庁から提出のあった「返還額算出表」は、請求人が本件審査請求書に添付の上提出された「添付書類 2」と同じであったこと。
- ⑪ 平成 23 年 5 月 10 日、処分庁担当者は、法第 63 条費用返還決定処分に関する起案を行い、翌日の 5 月 11 日付で決定したこと。また、同日付で処分に係る通知を行なったこと。
- ⑫ 平成 23 年 5 月 12 日、処分庁担当者は、請求人と会い、返還額を伝えたこと。
- ⑬ 平成 23 年 5 月 25 日、処分庁担当者は、請求人に同行の上、[REDACTED] 税務署を訪れ、平成 24 年に課税される所得税がいくらになるのか及び平成 23 年に課税された所得税の納付方法について相談したこと。その結果、平成 24 年の所得税は、居住用の不動産を売却したので、特別控除の適用により 0 円であることを確認したこと。また、平成 23 年に課税された所得税の納付は、月々 5,000 円ずつ納付したいと申し出たこと。
- ⑭ 平成 23 年 5 月 26 日、[REDACTED] 税務署職員が処分庁へ来庁し、平成 23 年に課税された所得税については、納税しない場合、口座差押えとなることの説明があつたこと。
- ⑮ 同日、処分庁担当者は、上記⑬の件について、処分庁担当者の上司と検討を行なったこと。そして、その結果、法第 63 条費用返還額から控除する旨結論したこと。
- ⑯ 同日、処分庁担当者は、請求人宅を家庭訪問し、請求人から、所得税の領収証を受理したこと。
- ⑰ 同日、処分庁担当者は、請求人宅を家庭訪問し、請求人の署名捺印による分納申請書を受理したこと。
- ⑱ 平成 23 年 5 月 27 日、処分庁担当者は、返還額及び納付方法に変更が生じたとの理由により、本件処分に係る法第 63 条費用返還決定の変更を起案し、処分庁

は同日本件処分を決定したこと。

- ⑯ 同日、処分庁担当者は、[]銀行[]支店において、請求人と会い、返還額の一部を納付したことを確認するとともに、その領収証を請求人から受理したこと。
- ⑰ 平成 23 年 6 月 22 日、請求人は知人男性 2 人と共に処分庁を訪れ、本件処分に係る決定金額の算出根拠を示してほしいと申し出たこと。
- ⑱ 平成 23 年 6 月 28 日、請求人は処分庁を訪れ、処分庁担当者から「返還額算定表」及び「医療費通知書（平成 19 年 10 月分～平成 23 年 3 月分）」を受け取ったこと。
- ⑲ 平成 23 年 7 月 26 日、処分庁担当者は、請求人宅を家庭訪問したこと。その際、請求人は、処分庁担当者に対して、なぜ収入額と返還額が一致するのか等質問し、本件処分が理解できないと訴えたこと。

2 判断

まず、本件審査請求は、平成 23 年 6 月 7 日付で請求人に対して通知した法第 63 条による費用返還決定に係る処分を不服として、本件処分の取消を求めるために提起されたものである。審査庁が、処分庁から提出のあった証拠書類について審査した結果、本件処分については、処分庁が、本件処分の原因となった平成 23 年 5 月 27 日付で決定した生活保護法第 63 条による費用返還決定（第 2-1-(5)）であると認められたため、以下、この決定処分について審査することとする。

（1） 本件審査請求における当事者間の法律上における争点は、本件処分に係る費用返還決定額の合理性、自立更生費の認定の要否、さらには費用返還決定通知書の理由付記の適法性にあるが、本件処分が、法第 63 条の規定に基づき行なわれた処分であるから、まずは規定の要件を満たしているかについて、以下のとおり検討する。

ア まず、法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」（法第 4 条第 1 項）を要件としているが、同条第 3 項において、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」としている。そして、法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。この規定の趣旨は、「本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として」行なわれるのであるが、「急迫の事由がある場合」にはその時、そ

の場の情況において必要と認められる保護が行なわれるし、…（中略）…。このような場合に先に行われた保護ではその当時の状況下においては正当だと認められたのであるから、処分自体はそのまま有効なものとして置き、ただ費用の関係だけは相手方に資力もあることだから、可能な限度で徴収しておきたいという場合がある。本条はこのような必要に応ずる規定（改訂増補生活保護法の解釈と運用（厚生省社会局保護課長小山進次郎著））（以下「解釈と運用」という。）と解説している。要約すれば、法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産等を自己の最低生活を営むために活用することを要件としているものの、急迫している情況が認められれば、一旦、必要な保護を行なうことが可能であり、その利用し得る資産等を活用することによって得られた金品を、既に支給した保護費の範囲内で徴収する必要がある場合に適用する規定である。

したがって、法第 63 条を適用するためには、「利用し得る資産等（以下「資力」という。）があるにもかかわらず、保護を受けた」事実が認められなければならないこととなる。

- イ ところで、本件処分を行なうにあたって処分庁が認定した「資力」とは、処分庁が提出した証拠書類のうち、平成 23 年 5 月 10 日のケース診断会議録やケース記録の中に、[REDACTED] の不動産について法 63 条適用との記述があることから、処分庁が請求人に対して通知した「平成 19 年 11 月 2 日付通知」中の、「[REDACTED]」及び「[REDACTED]」（前記第 2-1- (3) 参照）を指しているものと認められ、当該不動産は、請求人の保護申請に基づく「新規開始時の記録」の「7 他法他施策の状況」の「資産の活用（自家自地）」において、「[REDACTED] (家屋番号 [REDACTED]) ……主の現住居」との記載があることから、請求人の現住居であると認定する。
- ウ 処分庁は、請求人が現に居住し生活していた住居について、平成 19 年 11 月 2 日付通知により、当該居住用資産は保有容認することができない資産であるから、売却等の処分を行ない生活維持のため活用することを条件に生活保護を適用すること、売却代金等は、生活保護法第 63 条による費用返還、または、収入認定の対象となる旨を通知している。そして、請求人が平成 23 年 4 月 25 日に本件不動産の売買代金を受け取ったことから、処分庁は本件処分を行なったものである。
- エ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。）の第 3 において、資産保有の限度及び資産活用の具体的な取扱いについて規定している。第 3-2- (1) には「当該世帯の居住の用に供される家屋」の取扱を示しているが、これによれば、「保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きい

と認められるものは、この限りでない。」とされている。そして、局長通知第3-5において、「処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行なうこと」とされており、さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)（以下「課長通知」という。）の第3の問15において、「ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行なう方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額とする。」としている。

オ これを本件についてみると、処分庁から提出のあった証拠書類のうち、請求人からの保護申請に基づく処分庁の調査記録の「住居の状況」によると、「請求人所有の物件であるが、マンションであり、地域との均衡を逸すると思われるため、売却するよう指導していきたい」との記述が認められたが、処分庁が、「地域との均衡を逸すると思われる」と判断した具体的な内容が不明であったため、審査庁は、処分庁に対して、平成23年11月25日付23福保第402号により、居住用マンションを保有否認とした経緯を確認したところ、平成23年12月21日付23生福第823号により、「実施機関の中で行なわれた総合的な検討において、主の居住する家屋・宅地ともに処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められたため。」とのことであった。しかしながら、「処分価値が利用価値に比して著しく大きい」と判断した基準等については、証拠書類等の提出がなかった。

したがって、審査庁は、局長通知及び課長通知に基づき、次のとおり検討する。

カ 課長通知にある処分庁における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値(平成19年度基準額)は、月額182,870円、年額2,194,440円で、この値に10年を乗じると、21,944,400円となり、所要の補正を行なうとしても、同額を大幅には下回らない額がケース診断会議等選定の目安額となるものと考える。この目安額は、あくまでもケース診断会議等の検討に付するか否かの判断のための基準ではあるが、利用価値を計る一つの尺度となるものであると考える。

一方、本件不動産の処分価値については、処分庁から提出のあった証拠書類のうち、「平成19年度固定資産（土地・家屋・償却資産）名寄帳（課税台帳）」に記載のある所在：[REDACTED] 家屋番号[REDACTED] の固定資産税評価額は4,879,565円であり、この額に、[REDACTED] の宅地の固

定資産税評価額62,604,543円に対する敷地権の割合6609/391146を乗じて得た額約1,057,800円を加えた額は5,937,365円となり、売却の際の実勢価格はこれを上回るとても、先に述べた目安額を上回るものとは考えられず、現に、本件不動産は、6,950,000円で売買契約が締結されている。

キ 以上のとおり、局長通知及び課長通知に基づいて本件不動産の保有の認否を検討したところ、処分価値が利用価値に比して著しく大きいとは認めがたく、本件不動産を、保有を認めることができない居住用資産であるとする合理的な理由は認められない。

ク よって、本件不動産を、平成19年10月16日付で法による保護を開始した時点における法第63条に規定する「資力」と認定し、平成19年11月2日付通知により保有が認められない資産として処分指導を行ったのは誤りであり、局長通知及び課長通知の原則どおり、保有を容認することが適當であったと判断されることから、本件不動産の売却収入に対して、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」として、本件処分を行なったことについても誤りがあったものと結論付けるものである。

以上のとおり、本件処分には、処分庁の判断に誤りが認められる。

(2) なお、請求人は、本件審査請求において、本件処分に係る費用返還決定額の合理性、自立更生費の認定の要否、さらには費用返還決定通知書の理由付記の適法性について審査を求めているので、この点について、以下のとおり検討する。

ア まず本件処分に係る費用返還決定額の合理性についてであるが、法第63条の規定は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、……（中略）……、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされているので、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲」（以下「費用返還対象額」という。）を確認する必要があるが、請求人から提起された審査請求書の「添付資料2」は平成19年10月から平成23年4月までの支給済保護費が記載されているのみで、既支給済保護費と本件処分に係る対象収入（本件不動産の売却に伴う収入）との比較、その結果による費用返還対象額の積算等が不明である。

審査庁は、本件審査請求の提起を受け、処分庁に対して、本件処分に係る関係書類等証拠書類の提出を求めたが、処分庁から受理した返還額算出表は、請求人が提出している「添付書類2」と同一であった。

処分庁が、本件処分を行なうにあたって、いかなる積算根拠に基づき本件処分に係る費用返還決定額を導き出したのかが確認できる資料は他に見当たらず、

したがって、本件処分は、この返還額算出表に基づき決定されたものであると判断する。

請求人は、本件審査請求において、本件処分の返還額には、平成 21 年 5 月、同年 7 月、平成 22 年 8 月、同年 10 月及び平成 23 年 2 月について、請求人が医療機関に対して支払っていた自己負担額を含めて返還額が決定されているとの主張であるが、これについては、処分庁が弁明書において、「平成 21 年 5 月分、同年 7 月分及び平成 23 年 2 月分については、請求人が [] を受診しておらず、本人支払額を払う機会がなかったため、……（中略）……。また、平成 22 年 8 月分及び同年 10 月分は、本人支払額が 2,920 円だが、両月とも医療費が 2,810 円であったため、……（中略）……。平成 21 年 5 月分 2,920 円、同年 7 月分 2,920 円、平成 22 年 8 月分 110 円、同年 10 月分 110 円及び平成 23 年 2 月分 250 円を法第 63 条に基づく返還額へ加算するという処理を行なった。」と弁明しており、処分庁から提出のあった証拠書類である「診療報酬明細書（写し）」には、該当するものが見当たらないことから、処分庁の弁明が事実であることを窺わせるものの、一方、返還額算出表に記載されている医療費の額について、証拠書類として提出された「診療報酬明細書（写し）」及び「医療費証明書」により確認したが、平成 19 年 10 月分について、返還額算出表に記載されている医療費の額を確認することができなかつた。

本件処分の算出基礎となる資料は、上述のとおり、返還額算出表以外には確認できず、したがって、処分庁は、この返還額算出表を基に、費用返還額を決定したものと認められるが、返還額算出表の合理性を確認することはできなかつた。

のことから、処分庁が作成した返還額算出表には、その内容に合理性を欠く部分があり、本件処分が適法に算出されたものであることを証明する費用返還対象額の根拠となるものが明確に示されなければ、結果として、費用返還額の決定そのものの合理性を欠くことになるのだから、不適法な処分であると判断する。

イ 次に、自立更生費の認定の要否についてであるが、請求人は、自立への願いを込めてマンションを売却したにもかかわらず、請求人の自立更生のための費用について何ら考慮していないと主張しているが、審査庁が処分庁からの証拠書類により確認したところ、前記（ア-①）において述べたとおり、本件不動産の売却収入から控除した控除額の内訳を見ると、本件不動産の売却に伴う必要経費の他に、固定資産税と住民税の滞納分 777,900 円やマンションの管理費の滞納分 211,760 円、本件不動産の売却とは関係のないと思われる所得税 106,700 円（平成 23 年課税分）、そして、転居に伴う家賃、敷金、引越し代も返還額から控除されていること、さらに、平成 23 年 5 月 6 日、請求人が、処分庁

を訪れた際、処分庁担当者が、請求人に対して、他に返還額からの控除を希望するものはないか尋ねた際に、請求人は何もないと答えている（第2-1-（10）-⑧）。ことから、処分庁が本件処分を行なうにあたって、請求人の自立更生のための費用について何ら考慮していないという事実は確認できなかった。

ウ そして次に、費用返還決定通知書の理由付記の適法性について見てみる。

請求人は、本件審査請求において、費用返還決定通知書の理由付記について、行政手続法第14条第1項は「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ」旨を定めており、また、理由付記の程度については、厚生労働省が「具体的には、処分の性質や処分の根拠法令の趣旨及び目的に照らして判断することになるが、上記の理由付記の目的からすると、単に根拠規定を示すのみでは理由の付記としては不十分であり、どのような事実に基づいてどのような法的の理由（処分の要件）により当該処分が行なわれたか相手方において十分認識しうる程度に示すことが必要」（平成14年3月6日生活保護関係全国係長会議）としている。本件処分にあたって請求人に対して発せられた「通知書」の記載を見ると、「保有否認となっていた[]様名義の不動産の売却により[]様が5,362,795円の収入を得たため」と記載されているのみであり、本件のように数額の決定を伴う不利益処分の場合には最低限、数額の決定根拠を示さなければ「相手方において十分認識しうる程度に」理由を示したことにはならないとされるべきであると主張し、これに対して、処分庁は、第2-1-（7）-⑤に記載のとおり、請求人が引用している平成14年3月6日生活保護関係全国係長会議資料の該当部分は、生活保護の開始、変更等の申請に対する決定や職権による保護の変更決定について記述しているものであり、それら処分を通知する書面には理由を付記することが法律上義務付けられている（法第24条第2項及び第25条第2項）が、法第63条に基づく費用返還決定処分については、理由を付記しなければならないという明文規定はないど述べている。

まずは、この点について、検討することとする。

行政手続法は、法の目的を、同法第1条第1項において「この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること」とし、さらに同条第2項において、「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。」と規定している。

これは、行政手続法が、処分、行政指導、届出及び命令等の制定の各手続に

関する一般法であることを明らかにするもの（コメントアル行政法 I 行政手続法・行政不服審査法第 2 版 室井力・芝池義一・浜川清〔編著〕）と解されており、他の法律において、行政手続きに関する規定を設けている場合は、その規定が優先されることを定めたものである。

処分庁が弁明しているとおり、法第 24 条及び第 25 条には、それぞれ理由付記に関する規定が設けられている。

よって、この規定に基づき、処分を行なう場合は、法第 24 条第 2 項及び第 25 条第 2 項の規定に基づき、理由付記が義務付けられることとなる。

一方、法第 63 条には、処分庁が弁明しているとおり、理由付記に関する規定が見当たらない。

したがって、他の法律において、行政手続きに関する規定を設けていないのであるから、一般法である行政手続法の規定の適用が及んでくるものと解すことが相当であると判断されるため、処分庁の弁明を支持することはできない。

審査庁は、行政手続法の規定に基づき処分理由を明記する必要があると判断する。

ところで、法第 63 条の規定に基づく処分は、「行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」（行政手続法第 2 条第 4 号）であると解され、したがって、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければなら」（行政手続法第 14 条第 1 項）ず、そして、「不利益処分をするときは…（中略）…、書面により」（同条第 3 項）示さなければならぬこととなる。本条は、不利益処分に対して、理由の提示を義務付けるものであるが、不利益処分をする場合に示すべき内容・程度についてまで、特に規定していない。

これについて最高裁は、「行政処分の理由付記に関する判例法理及び学説について」（平成 23 年 6 月 7 日一級建築士免許取消処分等取消請求事件最高裁判所第三小法廷判決）（以下「最高裁判決」という。）の中で、次のように判示している。

① 不利益処分に理由付記を要するのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることにより、相手方の不服申立てに便宜を与えることにある。その理由の記載を欠く場合には、実体法上その処分の適法性が肯定されると否とにかかわらず、当該処分自体が違法となり、原則としてその取消事由となる（仮に、取り消した後に、再度、適正手続を経た上で、同様の処分がなされると見込まれる場合であっても同様である。）。

② 理由付記の程度は、処分の性質、理由付記を命じた法律の趣旨・目的に照ら

して決せられる。

- ③ 処分理由は、その記載自体から明らかでなければならず、単なる根拠法規の摘記は、理由記載に当たらない。
- ④ 理由付記は、相手方に処分の理由を示すことにとどまらず、処分の公平さを担保するものであるから、相手方がその理由を推知できるか否かにかかわらず、第三者においてもその記載自体からその処分理由が明らかとなるものでなければならない。

これを本件について見ると、処分庁が、請求人に対して発した平成 19 年 11 月 2 日付通知に記載している理由は「本件処分に係る保有否認となっていた■■■■■ 様名義の不動産の売却により■■■■■ 様が 5,362,795 円の収入を得たため」と記載しているが、請求人が本件審査請求において、「これでは対象金額 536 万 2795 円」に対して、どういう根拠をもって、そしていかなる検討を加えた結果として、返還決定額 536 万 2795 円」とされているのか、不明である。「返還額の決定において (1) ④のように必要経費や控除可能額の控除の検討がなされなければならないが、この点についていくら控除したのか、あるいはまったく控除しなかったのかが記載されていない。」と主張していることに対して、処分庁は、弁明書において、本件処分に至る経過から、「請求人は本件不動産の売却収入はいくらで、何の経費がいくら必要経費として控除されたのか十分理解しているものと考えられ」と弁明しているが、前記最高裁判決にあるとおり、「相手方に処分の理由を示すことにとどまらず、処分の公平さを担保するものであるから、相手方がその理由を推知できるか否かにかかわらず、第三者においてもその記載自体からその処分理由が明らかとなるものでなければならない。」とされていることから、請求人の主張には理由があり、この点において、処分庁の本件処分に係る処分通知の理由付記には不備があると認められる。

次に、請求人は、「5 月 27 日に、銀行に呼び出されて口座の全額をそこで下ろし振り込むことを指示され、そこですでに領収書を渡されている。そしてその後の 6 月 7 日に「費用返還決定通知書」が渡されるという転倒した時系列で事態が進んでいる。」と主張し、これに対して処分庁は、「法第 63 条は、被保護者が保護の実施機関からの返還命令のない以前に、速やかに保護の実施機関に返還の申入れをなすべき義務があり、この義務の反対解釈として保護の実施機関は被保護者の申入れの有無にかかわらず、徴収権を有するものであると解される（解釈と運用 P650）ので、本件処分通知を交付する前に返還額を徴収したことが違法な徴収になるとまでは言えない。」と弁明しているが、審査庁は、運用と解釈と引用して、「だから違法な徴収になるとまでは言えない」という弁明を支持することはできない。行政手続法は、「行政運営における公正の確保と透明

性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的」として定められたものであり、行政手続法第14条第1項において、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければ」ならず、かつ、同条第3項において、「不利益処分を書面でするべきは、…（中略）…、書面により示さなければ」法的要件を具備しないものと解されるからである。

以上から、本件処分に係る処分通知は、行政手続法第14条第1項の法的要件を満たしているとは認められないため、この点からも本件処分は違法又は不当な処分として取消を免れないものと判断する。

以上のことから、本件処分は、処分庁の生活保護費返還決定処分にかかる手続き上の瑕疵があると認められるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年 3月14日

長崎県知事 中村 法道



5

6